

地域建設業経営強化融資制度について

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設事業者が直面している極めて厳しい状況を踏まえ、資金調達の円滑化に向け、川崎市が発注した工事について、国土交通省の創設した「地域建設業経営強化融資制度」の利用が図れるよう、工事請負契約約款第6条第1項ただし書に基づく請負代金額の債権譲渡の承諾について、次のとおり行います。

1 地域建設業経営強化融資制度の概要

本制度は融資を希望する中小・中堅元請建設事業者が、川崎市から承諾を得て、工事請負代金債権を(株)建設経営サービス（「8 債権譲渡先」を参照）に対して譲渡し、工事請負代金債権を担保に次の融資を受けることができる制度です。

(1) 工事の出来高部分

(株)建設経営サービスからの融資（(財)建設業振興基金が債務保証）

(2) 工事の出来高を超える部分

金融機関からの融資（東日本建設業保証(株)が債務保証。ただし、前払金保証契約を締結した工事が対象。）

2 運用期間

平成20年12月19日から平成23年3月末日まで

3 対象となる建設事業者

川崎市が発注した工事を受注・施工している中小・中堅元請建設事業者

※ 中小・中堅元請建設事業者とは、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は従業員数1500人以下の元請建設事業者とします。

4 対象となる工事

川崎市が発注した工事で、出来高が2分の1以上のものを対象とします。

ただし、次の工事については、対象外とします。

(1) 低入札価格調査の対象となった工事

(2) 債務負担行為に係る工事

(ただし、最終年度で年度内に終了見込みの工事を除きます。)

(3) 継続費を設定した工事

(ただし、最終年度で年度内に終了見込みの工事を除きます。)

(4) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事

(ただし、前年度からの繰越工事で年度内終了見込みの工事を除きます。)

(5) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(6) その他、建設事業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

5 譲渡債権の範囲

(1) 本件請負工事が完成した場合

出来高部分に相応する工事請負代金額から「前払金」、「部分払金」及び「本件工事請負契約により発生する川崎市の請求権に基づく金額」を控除した額とします。

(2) 本件工事請負契約が解除された場合

出来高部分に相応する工事請負代金額から「前払金」、「部分払金」及び「本件工事請負契約により発生する違約金等の川崎市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額」を控除した額とします。

(3) 請負代金額に増減が生じた場合

請負代金額の増減に連動して、債権譲渡額も増減するものとします。

6 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、次の二つを担保するものです。

(1) ㈱建設経営サービスの建設事業者に対する当該工事に係る貸付金

(2) 東日本建設業保証㈱が建設事業者に対して有する金融保証に係る求償債権

※ ㈱建設経営サービス又は東日本建設業保証㈱が建設事業者に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

7 債権譲渡を承諾する時点

当該請負契約の出来高（債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降となります。

なお、承諾に当たって、「出来高が2分の1に到達したと認められる日以降」であるか否かについては、申請者が提出する工事の進捗率等を記した工事履行報告書の内容によります。（出来高の査定ではありません。）

8 債権譲渡先

株式会社 建設経営サービス（東日本建設業保証㈱の100%子会社）

住所 東京都中央区築地5-5-12 浜離宮建設プラザ9階

電話 03-3545-8534

※現在、上記以外には、事業協同組合等又は一定の要件を満たす民間事業者として、北保証サービス㈱や㈱建設総合サービス等が該当します。また、今後、事業協同組合等や（財）建設業振興基金が認めた民間事業者が追加されることもあります。

9 留意事項

本制度の趣旨に鑑み、融資を受けた資金は、本件請負工事に係る下請代金及び資材

代金等の支払に充当し、下請負人等への支払に支障をきたさないようにしてください。

また、下請契約に当たっては、着工前に、建設業法に定める一定の事項を記載した書面を作成するなど、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（国土交通省総合政策局建設業課）に沿った対応をしてください。

10 手続の流れ （別図を参考にしてください。）

- ① 本制度により融資を希望する建設事業者は、あらかじめ㈱建設経営サービス又は東日本建設業保証㈱のいずれかに相談します。
- ② 建設事業者は、工事の発注者（川崎市）に対し、債権譲渡の申請を行います。
川崎市は、当該申請が適切であると認めた場合、債権譲渡を承諾します。
◎提出書類：債権譲渡承諾申請書、債権譲渡契約書（写）、工事履行報告書、建設事業者及び㈱建設経営サービスの印鑑証明書 など
- ③ 建設事業者は、㈱建設経営サービスへ工事請負代金債権の譲渡を行います。
- ④ ㈱建設経営サービスは、（財）建設業振興基金の保証により、金融機関から転貸資金を調達し、工事の出来高部分について建設事業者に融資します。
- ⑤ 金融機関は、前払金保証契約を締結した工事のうち、出来高を超える部分について、東日本建設業保証㈱の保証により、建設事業者に融資します。
- ⑥ 川崎市は、工事完成後、㈱建設経営サービスに工事代金を支払います。
- ⑦ ㈱建設経営サービスは、本市から支払われた工事請負代金から、融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額等を精算の上、建設業者に残余を返還します。

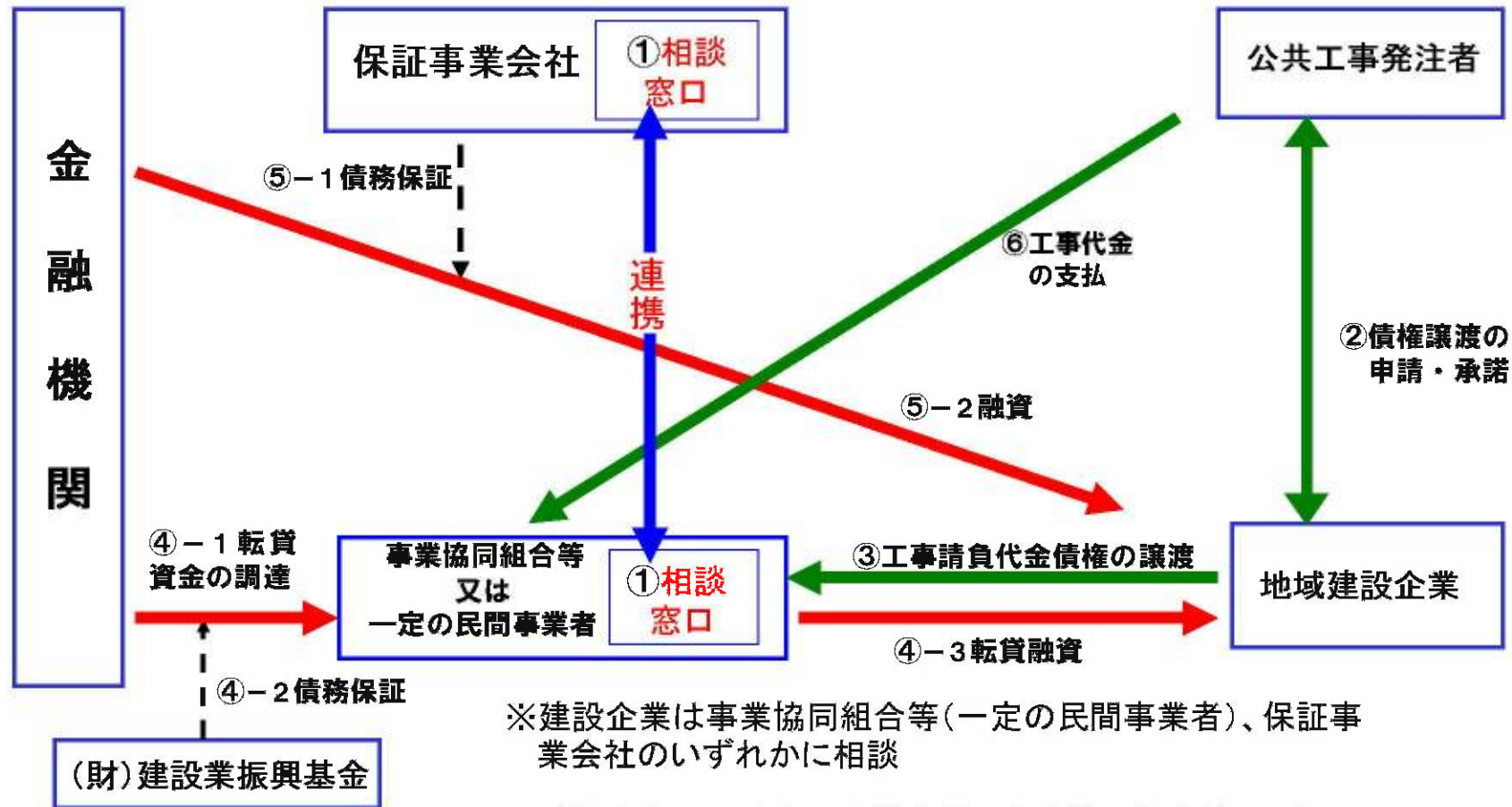
11 要綱（具体的な申請方法等はこちらをご覧ください。）

地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

＜お問合せ先＞ 財政局管財部契約課 土木契約係、建築契約係
（電話：044-200-2098、2100）

地域建設業経営強化融資制度

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



※建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談

※建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡

※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資